

議案第 43 号

太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 5月28日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

個人番号カード（利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して民間端末機を介した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市印鑑条例（平成2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（民間端末機を介した印鑑登録証明書の交付申請等）

第13条の2 前条の規定にかかわらず、登録者であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けているものは、当該個人番号カードを利用して民間端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を介して、市長に印鑑登録証明書の交付申請をし、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和3年10月20日から施行する。